

障がい学生支援ガイドラインに関する留意事項

令和 7 年 12 月 4 日 承認

障がい学生支援センター委員会

障がい学生支援ガイドライン第 5 条の定める「不当な差別的取扱いの禁止」及び第 6 条の定める「合理的配慮の提供」に関しては、下記の事項に留意して運用する。

第 1 不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方（第 5 条関係）

（1）不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方

名城大学障がい学生支援ガイドライン 5 条は「不当な差別的取扱い」を禁止するものである。障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由とした不利益取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」に該当する（障害者差別解消法 8 条 1 項）。行為者には不利益な取扱いをする意図がない場合にも、正当な理由なく、本人の意思によらずに別異取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」に該当しうる。

なお、正当な理由に該当するのは、障がいを理由とした別異取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」参照）。それは個別具体的な事実を照らして客観的に判断される必要があり、一般的抽象的なおそれを理由に別異取扱いをすることは許されない。

（2）不当な差別的取扱いに該当しうる具体例

「不当な差別的取扱い」に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに該当しうる具体例は次のとおりである。ただし、次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とするものであり、これら以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意するものとする。

（例）

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に授業受講・研究指導を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒むこと。
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 本人の意思に基づかず、障がいがあることを理由に授業・試験などで別異取扱いをすること。
- 合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に関する基本的な考え方（第6条）

（1）合理的配慮に関する基本的な考え方

名城大学障がい学生支援ガイドライン6条は「合理的配慮の提供」を定めるものである。私立大学を含む事業者には、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮」（合理的配慮）を行うことが求められる（障害者差別解消法8条2項）。ただし、合理的配慮は、大学の本来的な事務・事業に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会を提供するものであること、大学教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと、に留意する必要がある。また、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」参照）。

上記の法の要請を踏まえれば、障がいのある学生に対する配慮の内容に関しては、学生が本学の教育内容（教育課程あるいは各科目）の本質的要素を修得する意思と能力を有するにもかかわらず、①当該学生が障がいにより教育に対する参加が妨げられており、②本人の意思に基づいて、教育内容の本質を変更しない範囲での変更・調整を行うことにより参加が可能になる場合で、③当該配慮が「過重な負担」でない場合に、合理的配慮を提供する必要性が生じるものである。

また、配慮の決定手続として、障がい学生支援ガイドライン等により定められた学内手続に準拠するとともに、当該学生の意思を踏まえた建設的対話を通じて、障がいのある学生にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を共に考えることが必要である。

（2）合理的配慮の具体例

合理的配慮の内容は障がいの特性や教育活動の特質など具体的状況に応じて個別的に定まるものであり、当該学生が現に置かれている状況を踏まえて建設的対話を通して決定されるものであるが、その具体例は次のとおりである。ただし、次の具体例については、教育内容の本質的変更に及ばず、過重な負担が存在しないことを前提とするものであり、これら以外にも合理的配慮が存在することに留意する必要がある。

学内施設利用（例）

- 移動に困難がある者の自律移動を妨げないよう、十分な通路、適当なスペース確保などアクセス容易な措置を講じること。
- 教室、実験・実習室、図書館等の施設・設備を、利用可能なように改善・運用すること。

講義・実習への参加（例）

- 教室内での情報を得やすい席を確保すること。
- 座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 板書の写真撮影、授業の録音等の代替的記録方法を認めること。
- サングラスやノイズキャンセリングヘッドホン等の機器の使用・着用を認めること。
- 情報提供手段や、情報獲得のための機器の使用を保障すること。
- 特定の動作・作業について教職員・学生などによる支援を行うこと。

- 補助者・介助者の入室・同席・支援を認めること。
- コミュニケーションの困難さにより、コミュニケーション手段や方法を代替または拡大して提供すること
- 講義動画の提供あるいは解説文書の配布等の代替的手段による学習を認めること。
- レポート等の提出期限の延長を認めること。

定期試験等の受験（例）

- 座席位置を調整・変更すること。
- 障がいの状況により別室での受験を認めること。
- 試験時間の延長を認めること。
- 補助者・介助者の入室・同席・支援を認めること。
- 試験開始・終了時刻を含む重要事項について文字（板書）での情報提供を行うこと。
- 試験の公正を害しない範囲で機器の持込・利用を認めること（単眼鏡、拡大鏡、貸与の電子機器、読み上げソフト搭載機器、無地の下敷き等）
- 問題用紙・解答用紙の拡大、フォントサイズの変更、音声による出題の読み上げなどを認めること。
- リスニングなどの試験に関する代替的評価を行うこと。

（３）合理的配慮に含まれない具体例

合理的配慮に関しては、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて判断することが必要であるが、下記の事例のように、教育活動の本質的変更を伴うもの、大学の業務に関連しないもの、過重な負担に該当するものなどは、合理的配慮に含まれないものと考えられる（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」参照）。

①教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと

教育課程及び教科内容の本質に関する変更。

単位認定基準や卒業要件、進級要件の緩和。

②本来業務に付随しないもの

本学における修学とは直接に関係しない日常生活支援や個人的支援。

③本学の現状に照らして、人的体制、財政に関する均衡を失した過重な負担となるもの

本学における教員・職員などの人的体制、あるいは、施設設備や財政の状況に照らして「過重な負担」となるものは、支援の内容には含まれない。「過重な負担」に該当するか否かに関しては、「事務・事業への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担の程度」「事務・事業規模」「財政・財務状況」などの要素を考慮して慎重に判断される。